

# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

## 給与支払報告 特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号	5				
※市町村ごとに 異なります		宛名番号			
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係			
		氏名			
		電話			
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収 ※未記入の場合は、普通徴収 とします。		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額		
1. 退職	1. 特別徴収継続		円		
2. 転勤	2. 一括徴収 (1月以降は必須)				
3. 合併	[ 月分で納入 ( 月 日納期分)]		控除社会 保険料額		
4. 休職	3. 普通徴収		円		
5. 長期欠勤	[ ]				
6. 死亡	□再雇用予定のため、新年度 は特別徴収を希望します。				
7. 会社解散					
8. 住所誤報					
9. その他					
(特別徴収不可)					
※9番を選択された場合は、次の理由の中から必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支給が毎月でない・丙欄適用者)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

提出 ____年 ____月 ____日		住所(居所) 又は所在地		〒	
(宛先) 船橋市長		フリガナ			
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称			
		代表者の 職氏名			
		個人番号 又は法人番号			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ	円	月から	月から	年 月 日
	氏名		月まで	月まで	
生年月日	昭和・平成		円	円	
個人番号					
1月1日 現在の住所					
給与の支払を受け なくなった後の住所					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が ____年 12月 31日 までで、申出があったため ( ____月 ____日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	氏名	続柄
2. 異動が ____年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円	住所	
				電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の 特別徴収義務者指定番号 (新規の場合は記入不要です。)	5	課・係		月割額	
新しい勤務先の 住所(居所)又は 所在地	〒	氏名		円を	
フリガナ		電話		□月分から徴収し、納入します。 開始月末記入の場合、 処理月の翌月開始とします。	
氏名又は名称		連絡先の 氏名及び所 属課、係名並 びに電話 番号		受給者番号	
代表者職氏名				新規事業所の場合は、下記いずれかを○ で囲んでください。	
個人番号 又は法人番号				納入書 要 ・ 不要	

※市使用欄					
現					□台なし
新年資料					□台なし
	□特あり	□普あり	□年金のみ		
	□転勤元普あり⇒□先特あり/□先資なし				
	□他で特	□資なし	□両年度処理		
冊号	-				

【提出先】 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 税務部市民税課 個人市民税第二係

御注意  
船  
1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
2 「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。  
3 新勤務先では最下段の事項を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。また、一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収をお願いします。また、六月一日から十二月三十一日の間でも、本人の申し出があった場合は一括徴収をお願いします。

# 給与所得者異動届出書 記入例(普通徴収) ～退職等により、普通徴収(個人納付)へ切替～

退職者を普通徴収へ切替(8月分まで特別徴収済み。9月分～5月分を普通徴収へ切替える場合)

## 船 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

××年 ○○月 △△日 提出  (宛先) 船橋市長		(特別徴収義務者) 住所(居所)又は所在地 〒 123-4567 ○○県××市△△1-2-3 フリガナ マルバツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 代表者の職氏名 代表取締役 船橋 特徴太郎 個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
				※市町村処理欄		特別徴収義務者指定番号 5 0 0 1 2 3 4 5 6 7 ※市町村ごとに異なります		宛名番号 1234	
給与所得者		受給者番号 a123456		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 140,000	(イ) 徴収済額 円 35,600	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 104,400	異動年月日 × 8 31		
フリガナ フナバシ トクチョウジロウ		氏名 船橋 特徴治郎 (旧姓)		昭和・平成 50 年 1 月 1 日		生年月日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可) ↓ ※9番を選択された場合は、次の理由の中から必ず選択してください。	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		1月1日現在の住所 千葉県船橋市△△3-2-1		給与の支払を受けなくなった後の住所		異動後の未徴収税額の徴収 ※未記入の場合は、普通徴収とします。		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 1,200,000 控除社会保険料額 円 120,000	
1月1日現在の住所		給与の支払を受けなくなった後の住所		□令和8年度6月分以降の市民税・県民税・森林環境税は、一切徴収していない		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (異動の事由のとおり) □再雇用予定のため、新年度は特別徴収を希望します。		( ) 月分で納入 ( ) 月分日納期分 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (異動の事由のとおり) □再雇用予定のため、新年度は特別徴収を希望します。	
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額( ) 一括徴収の理由 1. 異動が 年 12 月 31 までで、申出があったため ( ) 月 ( ) 日申出) 2. 異動が 年 1 月 1 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額		1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支給が毎月でない・丙欄適用者) 4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)		電話		※市使用欄 現 □台なし 新年度資料 □特あり □普あり □年金のみ □転勤元普あり⇒□先特あり/□先資なし □他で特 □資なし □両年度処理 冊号 -	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規の場合は記入不要です。)		5		課・係		月割額 円を		現	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		フリガナ		氏名		<input type="checkbox"/> 月分から徴収し、納入します。開始月末記入の場合、処理月の翌月開始とします。		□特あり □普あり □年金のみ □他で特 □資なし □両年度処理	
氏名又は名称		代表者職氏名		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		受給者番号		□転勤元普あり⇒□先特あり/□先資なし □他で特 □資なし □両年度処理	
個人番号又は法人番号		電話		新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要		冊号		-	

# 給与所得者異動届出書 記入例(一括徴収) ~退職等により、一括徴収~

退職時に一括徴収(8月分まで特別徴収済み。9月分~5月分を最後の給与等から全額徴収し、9月分で納入する場合)

## 船 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

××年 ○○月 △△日 提出  (宛先) 船橋市長		住所(居所)又は所在地		〒 123-4567		特別徴収義務者指定番号		5 0 0 1 2 3 4 5 6 7						
		フリガナ		マルバツシヨウジ		※市町村ごとに異なります		宛名番号 1234						
(宛先) 船橋市長  給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称		株式会社 ○×商事		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係		人事課人事労務係				
		代表者の職氏名		代表取締役 船橋 特徴太郎				氏名		特徴 花子				
		個人番号又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				電話		000-000-0000				
受給者番号		フリガナ		フナバシ トクチョウジロウ		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月からの退職時までの給与支払額		
a123456		氏名		船橋 特徴治郎 (旧姓)		昭和 140,000円		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤認		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収		1,200,000円  控除社会保険料額 120,000円		
生年月日		昭和 平成		50年 1月 1日		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)		9月分まで 10月11日納期分		9月分まで 10月11日納期分		円 120,000円		
個人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		令和8年度6月分以降の市民税・県民税・森林環境税は、一切徴収していない		一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。		理由の中から必ず選択してください。		徴収		円		
1月1日現在の住所		千葉県船橋市△△3-2-1												
給与の支払を受けなくなった後の住所														

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない	
1. 異動が ××年 12月 31日 までで、申出があったため (8月 25日申出) 2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄	(船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下)
		9月20日	104,400円	104,400円	住所		給与の支払が不定期 (例: 給与の支給が毎月でない・丙欄適用者)
					電話		事業専従者 (個人事業主のみ対象)
					※市使用欄		
					<input type="checkbox"/> 台なし <input type="checkbox"/> 台なし		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規の場合は記入不要です。)		5		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括して納入する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)		円を 徴収し、納入します。 未記入の場合、 の翌月開始とします。	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		〒				<input type="checkbox"/> 特あり <input type="checkbox"/> 普あり <input type="checkbox"/> 年金のみ <input type="checkbox"/> 転勤元普あり⇒ <input type="checkbox"/> 先特あり/ <input type="checkbox"/> 先資なし <input type="checkbox"/> 他で特 <input type="checkbox"/> 資なし <input type="checkbox"/> 両年度処理	
フリガナ						現 <input type="checkbox"/> 台なし 新年度資料	
氏名又は名称						冊号 -	
代表者職氏名		詰番号		電話		納入書 要 ・ 不要	
個人番号又は法人番号						納入書 要 ・ 不要	

# 給与所得者異動届出書 記入例(転勤) ～転勤・転職等により、特別徴収継続～

特別徴収継続(8月分までを前勤務先で特別徴収し、9月分から新勤務先で引き続き特別徴収する場合)

## 船 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

××年 ○○月 △△日 提出  (宛先) 船橋市長		(特別徴収義務者) 給与支払者 住所(居所)又は所在地 〒 123-4567 フリガナ ○○県××市△△1-2-3 氏名又は名称 マルバツショウジ 代表者の職氏名 株式会社 ○×商事 個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	※市町村処理欄 特別徴収義務者指定番号 5 0 0 1 2 3 4 5 6 7 市町村ごと異なります 宛名番号 1234 課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000	
			給与所得者 受給者番号 a123456 フリガナ フナバシ トクチョウジロウ 氏名 船橋 特徴治郎 (旧姓) 生年月日 昭和 平成 50年 1月 1日 個人番号 1月1日現在の住所 千葉県船橋市△△3-2-1 給与の支払を受なくなった後	

前勤務先が個人事業主の場合、個人番号の記入は不要です。

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

◎給与の支払を受なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

1. 転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記入しないでください。 2.	徴収予定 徴収予定月 徴収予定額 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円 円		相続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電話		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期(給与が毎月でない・丙欄適用者)
	※市使用欄		現 年 月 日 <input type="checkbox"/> 台なし <input type="checkbox"/> 台なし		新年度資料 <input type="checkbox"/> 特あり <input type="checkbox"/> 普あり <input type="checkbox"/> 年金のみ <input type="checkbox"/> 転勤元普あり⇒ <input type="checkbox"/> 先特あり/ <input type="checkbox"/> 先資なし <input type="checkbox"/> 他で特 <input type="checkbox"/> 資なし <input type="checkbox"/> 両年度処理

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記入します。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規の場合は記入不要です。) 5 0 0 9 8 7 6 5 4 3		課・係 庶務課社員係 氏名 特徴 進 電話 111-111-1111	月割額 11,600 円を 9月分から徴収し、納入します。開始月末記入の場合、処理月の翌月開始とします。		現 年 月 日 <input type="checkbox"/> 台なし <input type="checkbox"/> 台なし 新年度資料 <input type="checkbox"/> 特あり <input type="checkbox"/> 普あり <input type="checkbox"/> 年金のみ <input type="checkbox"/> 転勤元普あり⇒ <input type="checkbox"/> 先特あり/ <input type="checkbox"/> 先資なし <input type="checkbox"/> 他で特 <input type="checkbox"/> 資なし <input type="checkbox"/> 両年度処理
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒 654-3210 フリガナ マルバツフドウサン 氏名又は名称 ○×不動産 株式会社 代表者職氏名 代表取締役 特徴 次郎 個人番号又は法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要		